

補助金を活用して

消費税率引き上げ・軽減税率導入

に備えよう! ~軽減税率の概要とレジ導入・

受発注システム改修のための補助金について~

2019年10月に消費税率は10%に引き上げられ、軽減税率が導入される予定です。今回のセミナーでは、軽減税率導入までに理解しておきたい「制度の概要」や「軽減税率対策補助金（レジ補助金）」についてご説明いたします。



補助金の概要

複数税率に対応したレジを導入した場合、1台あたり20万円を上限に補助（補助率2/3）但し、①3万円未満のレジの場合3/4、②タブレット等は1/2が上限。複数台の導入の場合は1事業者200万円が上限となります。（詳しくは軽減税率対策補助金HPをご覧ください。）

対象事業所

軽減税率対象品目を取り扱う事業所
小売業の例）店内に飲食スペースのあるパン屋、お酒の販売をしている弁当屋等
飲食店の例）出前を行っているそば屋、お土産のある寿司店等

セミナーカリキュラム

1. 消費税価格転嫁・軽減税率制度の概要説明

- ① 飲食料品を販売していなくても対応が必要!?
- ② 請求書の記載内容はどのように変わるのか

2. 「補助金」・「助成金」の基礎知識

3. 現在公募中の軽減税率対策補助金とは

4. “経営力”を高める「補助金」の使い方

5. 今日から始める申請準備



講師

中小企業診断士

櫃間 霞

(ひつま かすみ) 氏

慶應義塾大学卒業。マスコミ業界、コンサルティング業界を経て、2010年、中小企業診断士として独立開業。小規模企業から東証一部上場企業まで650社の対面コンサルティング実績がある。経済産業省の補助金の審査や、交付金額を最終査定する監査などの仕事に携わってきた経験から、中小企業経営者や創業者を対象に、補助金活用等について個別コンサルティングおよび講演活動を行っている。

日時 平成30年11月21日(水)19:00 ~ 21:00

受講料 無料

会場 榎原商工会議所
4階 会議室定員 30名 (定員になり次第締め
切りさせていただきます)主催 榎原商工会議所
中小企業相談所

TEL:0744-28-4400

【お申込みから当日までの流れ】

- ① 下記の申込書に記入の上、FAXでお申込みください。
- ② 受講票は発行しませんので、当所より連絡がない限り、当日会場までご来場ください。
- ③ 当日、会場受付にてお名前をお知らせください。

※申込にあたり本商工会議所が主催するセミナー等に、過去事業当日、無断で2回以上欠席した場合は受講をお断りすることがあります。
※榎原商工会議所には専用駐車場がございませんので、お車でお越しの場合は隣接する市営駐車場等（自己負担）をご利用ください。

榎原商工会議所 行 FAX:0744-28-4430 参加申込書

事業所名	業種	従業員数
T E L	F A X	メールアドレス
参加者①	参加者②	

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用するほか、参加者の実態調査・分析の為に利用することがございます。また、セミナーでの写真撮影したものを当所のホームページ、広報誌「かしはら商工ニュース」において公開する場合がございます。申込内容を講師に提供いたします。